

第一部 占領宗教改革と日本国家の宗教性

第一章 アメリカ合衆国の対日宗教政策

第一節 問題の所在

占領軍文書の解禁によって、アメリカ合衆国における対日占領政策の形成過程や連合国占領軍総司令部（以下、GHQと略記）内部の動き等についても、かなり明かになってきた。しかし、その多くは憲法、政治制度、労働問題、教育制度の改革などについての研究であり、「信教の自由」問題のような宗教政策の詳細な検討と、占領政策全体のなかで宗教問題が占めている重要性について正面から取り組んだ研究は、いまだ多くはない。

この問題についての先行研究は、何といってもウッダードの一連の研究である。彼は占領時代、総司令部民間情報教育局(CIE)宗教課のスタッフであった人物であり、占領後も日本に留まり、「国際宗教研究所」の設立に貢献し、初代所長として戦後日本の宗教界に大きな影響を与えたのみならず、日本の宗教を海外に紹介する上で大きく貢献した。GHQ勤務時代の経験と資料を生かし、その後の研究を集大成して執筆したのが、ウッダード著『連合軍の日本占領と日本宗教』⁽¹⁾である。

その他、1960年代後半に研究を開始した「思想の科学」研究会の成果が、70年代に『共同研究：日本占領』(1972)、また『共同研究：日本占領軍』(1978)⁽²⁾として刊行された。後者の中で、阿部美哉が占領軍の宗教政策とキリスト教について、後藤宏行が新宗教の変化をPL教団を中心に論じている⁽³⁾。しかし、この段階での占領軍の宗教政策についての理解は、主として前述のウッダードの研究を基礎にしたものであった。

しかし1980年代に入ると、ウッダードの説に再検討を促す研究も始まり、不備や誤りを指摘する声も始めた。ただ、このような最近の新しい研究における主たる関心も戦後教育の形成にあり、必ずしも宗教問題に焦点を当てたものではなかったが、その中で占領軍の宗教政策に関して幾つかの、より詳細で厳密な研究を必要とする疑問点が浮かび上がってきた。中でも最も興味深い問題は、神道指令によって命じられた「政教分離」の原則を巡る問題である。一般に、占領軍の対日宗教政策は「信教の自由の確立」「国家と宗教の分離、即ち政教分離制度の確立」「軍国主義的ないし極端な国家主義的思想の除去」の三大原則に基づいて行われたと考えられている。しかし、この「国家と宗教との分離」という政策は、必ずしも連合国または合衆国の正式な占領政策文書に明記されているわけ

(1) William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945 - 1952 and Japanese Religions*, Leiden, E.J. Brill, 1972. (邦訳：阿部美哉訳『天皇と神道—GHQの宗教政策』サイマル出版会、1988年)。

(2) 「思想の科学」研究会『共同研究：日本占領』徳間書店、1972年。同『共同研究：日本占領軍—その光と影』上下、徳間書店、1978年。

(3) 阿部美哉「キリスト教—うたえども変わらず」、前掲『共同研究：日本占領軍』下、63・78頁。この論考に先立ち、阿部美哉はGHQの宗教政策に観する宗教学の立場からの考察を発表している。阿部美哉「占領軍の対日宗教政策」『宗教研究』Vol. 48, No. 1, 1974、同「GHQの宗教政策—宗教学的政教分離論の試み(上)ー」「組合派宣教師と天台僧—宗教学的政教分離論の試み(下)ー」『展望』、1975年。

ではなく、1945年12月5日に出された「神道指令」以前には見あたらない。

その指摘は、すでにウッダードにおいてもなされていた⁽⁴⁾。「（連合軍の対日占領政策のなかで）宗教の分野においては、二つの重要な目標が設定された。それは、宗教界から超国家主義的・軍国主義的な思想や運動を除去すること、および信教の自由の原則を樹立することであった。これらの政策は、・・・いくつかの公文書に明記されていた。・・・・信教の自由の原則には、これと相補関係にある政教分離の原則が内包されている。しかし政教分離の原則については、いずれの政策文書にも言及されていない。またこの原則は、1945年12月5日に出された『神道指令』以前には、連合国軍最高司令官によつても指摘されたことはない」。「占領開始の一ヶ月後には、神道を国家から分離すべきこと、また12月にはキリスト教の宣教師による伝道活動の復活を奨励することが決定された。これについては連合国軍最高司令官からもアメリカ政府からも、何一つ公式の政策文書は発表されなかつた」。

このような指摘から、合衆国政府とGHQとの間における宗教政策に関する相違や矛盾点が予想されるが、この点を著者自身の在米研究の成果をもとに、神道指令の成立過程を分析した高橋史郎は、次のように指摘した。「（国家神道を宗教と認めるか否かで、認めない米国務省とGHQ側のジレンマを解決するため）バンスは、米国務省の方針には全く含まれていなかつた絶対的政教分離原則を採用し、『個人の宗教』としての神道には干渉しないが、国家と宗教（神道）を完全に分離することによって、この矛盾を止揚統一する方策を考えだしたのである。」「わが国では、作成者自身が誤りを認めている神道指令を絶対視し、日本国憲法を神道指令の絶対的政教分離原則の精神で解釈しようとする傾向があるが、このような解釈は同指令の趣旨に反するものである」⁽⁵⁾。

これらの主張にみられるように、GHQが日本において実施した宗教政策と合衆国政府の方針とのズレや矛盾が指摘されてきており、CIE宗教資源課の宗教問題担当スタッフであったバンス(Bunce, William K.)が起草した神道指令は、必ずしもアメリカ合衆国政府の方針に基づいておらず、主として彼らの創意によるところが大きいと言わればじめた。本章の主題の一つは、こうした指摘をふまえて、合衆国政府の対日戦争・占領政策を総合的に検討し、神道指令に代表される占領軍の宗教政策が連合軍とりわけ合衆国の対日占領政策のなかでどのような位置を占めていたのか、バンスらの創意はどの程度であったのかを考察することにある。

さらに、これまでの研究において、ともすると見落とされがちであった点は、これら対日占領政策の含意する宗教性である。それは合衆国およびGHQの日本キリスト教化政策と深い関係がある。マッカーサーの個人的目標の一つがそれであり、そのため宣教師の

(4) Woodard, *op. cit.*, pp. 14-16 (邦訳:序章 12 - 14頁).

(5) 高橋史郎「神道指令の成立過程に観する一考察」『神道宗教』第115号、1987年、70, 72頁。

大量派遣を本国に求めていたことなどは阿部もすでに指摘しているが⁽⁶⁾、その願望はマッカーサーの個人的な希望であったのみでなく、多くのアメリカ人が抱いていた考えでもあったし、合衆国大統領の演説においては正式な戦略目標としても語られていたのである。このような事実を考慮すると、対日戦争・占領政策は単なる軍事的・政治的意義を有していたのではなく、宗教的または文明論的性格をも有していたのであり、これらの特徴を見落としては、対日宗教政策の意義を見失うことになる。また、この点から、神道指令の果たした役割を考察する必要があるといえる。連合軍による対日占領を、異なった二つの「宗教的世界」または「文明間」の衝突と相克として再検討していくことが、本研究第一部における中心的主題である。

以上の問題を明らかにするために、本章においてはアメリカ合衆国における対日占領政策の形成過程を追い、合衆国大統領の初演説における「対枢軸国基本政策」の内容と性格、実務的な占領政策の原型とも言える国務省案の内容と性格について、検討していくことにしたい。

第二節 対枢軸国基本政策

これらの点を考察するには、対日占領政策を合衆国政府の戦争政策全般の中で検討することから始めなければならない。従ってまず、合衆国の対枢軸国戦略の basic 理念を、日米開戦当時のルーズヴェルト大統領の発言の中から明らかにしていくことにする。

1940年12月29日、アメリカ合衆国史上、初の三選を果たしたルーズヴェルトは全国民に向けられたラジオでの「炉辺談話」で、参戦しないという選挙中の公約を確認しつつも、米国が「民主主義の大兵器工場」にならなければならぬと訴えた。前年9月、ドイツ軍のポーランド侵攻によって始まった第二次世界大戦は、6月にパリが陥落し、ドイツの圧倒的な軍事力によってヨーロッパ大陸が席巻される状況となつた。アメリカを守る緩衝地帯としてはイギリスを残すのみとなつたが、そのイギリスさえ敗退しつつあるという実感がアメリカ国内で次第に強くなり、ドイツ軍が直接アメリカを攻撃する危険性すら現実のものとなりつつあつた。このような状況の中で、ルーズヴェルトは国家の直面する緊急事態の性質が「戦争そのものと同じほど深刻である」と告げ、国民に「戦争状態にあるとき示す」のと同じ決意と同じ愛国心、同じ犠牲の精神を持つよう求めた⁽⁷⁾。

翌41年1月10日、彼はイギリスに対する軍需物資の補給、後方援助の体制を整える

(6) この点については、Woodard, *ibid.*, chap. 22. 阿部美哉(前掲)「キリスト教ーうたえども変わらず」63・78頁、参照。例えばマッカーサーは、岐阜県在住の宣教師ホウエル女史宛の手紙では次のように言明している。「私は日本がキリスト教化されるであろうとの希望と信念を持ってることを理解して欲しい。そのために私はあらゆる努力をはらっているのであって、日本にいる宣教師一人につき千人ほど居て欲しいと願っている。」("A Letter from D. MacARTHUR to Miss Elizabeth A. Whewell", October 4, 1947, GHQ/SCAP Records(CIE), Box 5166, Sheet No. C-00589. 国会図書館現代史資料室所蔵)

(7) S. Rosenman(ed.), *Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, 1940 Volume, pp. 633-. 森田英之『対日占領政策の形成ーアメリカ国務省 1940-44』葦書房、1982年、22-24頁参照。

ため、「武器貸与法」⁽⁸⁾を議会に提出した。アメリカが対枢軸国戦争に本格的に取り組もうとする意志の表現であり、1920年代以来の孤立主義を放棄した瞬間であった。それに先だって、アメリカが近い将来の参戦へ向けて方向転換を決定づけたという意味で重要な第77議会に、ルーズヴェルトは1月6日付けで「年頭教書」⁽⁹⁾を送り、独・伊・日の枢軸国の脅威とそれに対する自由主義諸国の戦いの意義についての合衆国政府の見解を明確にし、議会と国民の喚起を促していた。この年頭教書は、その後の対枢軸国戦略また対日戦争政策の底流に流れる基本思想が明かにされた点で重要である。

ルーズヴェルトは、その中で、現在急速に拡大されつつある戦乱は、ヨーロッパ、アジア、アフリカそしてオーストラレイシア（南太平洋地域）の四大陸を巻き込む世界的な戦争であり、民主主義の存続のための防衛戦が、現在はこれら四大陸において繰り広げられているが、もしその防衛に失敗するようなことがあれば、これらの大陸の人民や資源は全体主義の征服者に支配されてしまう。従って、合衆国とその民主主義の未来と安全は、これら国境から遠く離れた出来事と密接に関連しており無関係では有り得ないことを強調した。

つまり、ヨーロッパにおいては独・伊が、アジアにおいては日本が仕掛けている戦争は、民主主義に対する枢軸国の世界的規模での攻撃であり、それでもし、イギリスが敗れてヨーロッパが枢軸国に支配されてしまったなら、ヨーロッパとアジアが合衆国に対する包囲戦のための足場、巨大な堡壘になること、即ち両大洋の遙か遠隔の地で始められている合衆国包囲網の構築が現実のものになりつつあることに、国民の覚醒を促したのである。

その上で、合衆国政府が目指す世界、戦後の世界が基礎づけられるべき原則として「四つの自由」を宣言し、信仰と言論の自由が保障され、欠乏と恐怖から人類が解放される世界を目指すというアメリカ政府の意志を、国内外に表明したのである。この宣言は、「以後国務省において戦後世界を構想する基本原理となっていく」⁽¹⁰⁾と言われている。関連部分の抜粋は以下の通りである。

「……我々が確立しようとしている来るべき時代において、我々は次の四つの基本的な人間の自由の上に築かれた世界を熱望している。その第一は、世界のすべての場所における『言論と表現の自由』(freedom of speech and expression)であり、第二は、世界のすべての場所における、すべての人々が自分自身の方法で『神を崇拜する自由』(freedom of every person to worship God in his own way)であり、第三は、すべての国家がその国民に健康で平和な生活を保証し得るという経済的な意味における、世界のすべての場所における『欠乏からの自由』(freedom from want)であり、第四は、いかなる国家もその近隣に対して物理的な攻撃行動を起こし得る力をもたないレベルにまで、世界的な規模での軍縮を行うという意味における、世界のすべての場所における『恐怖からの自由』(freedom from fear)である⁽¹¹⁾。

(8) "Lend-Lease Bill", January 10, 1941, H.R. 1776 and S. 275. cf. Rosenman (ed.), *Ibid.*, pp. 673-678.

(9) "The Annual Message to the Congress", January 6, 1941, *ibid.*, pp. 663-672.

(10) 森田、前掲書、43頁。

(11) Rosenman (ed.), *op. cit.*, p. 672.

この宣言の特徴と重要性をまとめると、以下の通りである。

- ①世界的な規模の対枢軸国戦略が考えられている。
- ②軍事的戦略のみでなく、政治的、経済的、文化的な諸分野にわたる総合的な安全保障と対枢軸国戦略を検討しようとしている。
- ③ファシスト勢力と民主勢力という、思想的にも制度的にも相容れない二陣営の対決という、文明闘争史的立場が表明されている。
- ④基本的には、ジェファーソン＝ウィルソン的な理想主義とニューディーラー哲学が語られている、と言える。

加えて、我々にとって注目すべき問題は、「信教の自由」の意味する内容である。それは一般的、普遍的な意味での信教の自由ではなく、「キリスト教の神を信仰する自由」(freedom to worship God)であるといえる。従って、③において表明されている対決は、「文明＝キリスト教、政治的社会秩序としての自由主義、民主主義」対「野蛮＝異教、政治的社会的秩序としての専制主義、全体主義」という二分法であると言って過言ではない。そして、前者の全面的勝利がめざされていたことも、言うまでもない。

この文明闘争史的立場は、ルーズヴェルトのみでなく、国務長官であり、かつウィルソンの忠実な弟子でもあったコーデル・ハルにおいても同様であった。否むしろ、よりキリスト教的終末論の色濃い表現で事態を把握していたといえよう。彼は、この大戦は「我々が知るところの文明の終焉」をもたらしかねない、長期的で深刻な「かつてない死と悲惨と破壊」を繰り広げるであろう。ドイツは全ヨーロッパを制覇し、おそらく日本も極東を制覇するであろうと憂慮し、その悲観的な見通しは、仲間を驚かせたという。「しかし見落としてならないことは、ハルにとって世界の終末的情景が強い暗示録的希望と表裏をなしていた点である。廃虚の彼方に、彼が長年にわたって信奉してきた、正義と民主主義と自由貿易の福音が、地上に実現される日を待望せずにはおれなかつた。ハルの国務省は、単なる敵国の軍事的打倒よりも、もっと全面的な勝利－新世界の建設－を想つてたち上がろうとしていた」のである⁽¹²⁾。

日米開戦の半年ほど前の1941年5月27日、ルーズヴェルトは再び全国民に向けてラジオ演説をおこなった。イギリスはアメリカから軍需物資の援助を受けて、ヨーロッパで孤軍奮闘の戦いを展開していた。しかし、この時点では既に制空権を奪われ、ドイツ軍はさらに大西洋の制海権を確保する動きにてていた。ルーズヴェルトは、この演説でナチの野望はヨーロッパ大陸に止まらず、東はスエズ運河を支配下におさめてインド洋から極東を窺い、西は大西洋を越えてブラジルを蹂躪しようとしていること、すなわち西半球全体をナチズムが支配しようとしていることを明かにし、イギリスへの補給線を確保し、ナチズムのこれ以上の拡張を防ぐために、大西洋の制海権をアメリカが直接防護する必要が緊急の課題となってきたことを国民に告げた。大西洋においてドイツ軍との軍事的対決に踏み出す決意を表明したのである。

その中で再度彼は、この戦争がキリスト教的理想と異教的野蛮との文明史的闘争であることを強調し、次のように述べた。

「今や全世界は二つに分割された。人間の隸属と人間の自由とに。また、異教徒の

(12) 五百旗頭真『米国の日本占領政策』中央公論社、1985年、上5頁。

野蛮とキリスト教的理想とに。われわれは、人間の自由を選択する。それこそが、キリスト教的理想である。われわれは一時たりとも、その勇気またはその信仰において揺らぐことはない。

われわれはヒトラーの支配する世界を容認できない。同時に、1920年代の第一次大戦後のような、ヒトラー主義の種子が再び植えられ、発芽成長することが許されるような世界を容認することは出来ない。

われわれは、言論と表現の自由、すべての人々が自分自身の方法で神(God)を崇拜する自由、欠乏からの自由、そしてテロリズムからの自由に捧げられた世界のみを受け入れる」⁽¹³⁾。

アメリカがめざす世界は、キリスト教的理想に基づく四つの自由が実現された世界であり、これがルーズヴェルトの戦後世界のイメージでもあった。ルーズヴェルトは、さらに第一次大戦後の戦後処理がファシズムの種子を育んだことを反省しつつ、世界の、特に枢軸国の抜本的改革を考えていた。11月6日、国際労働機構(ILO)の代表者を前に行った演説で、「勝利のために戦う過程にあっても、勝利の後の目標を忘れてはならない」と述べて戦後世界の再建問題の重要性を強調し、新しい時代に侵略思想が再び芽生えることがないよう、より健全な世界を建設するため「恒久的な治癒」⁽¹⁴⁾を施すことを計画していると告げたのである。

アメリカが枢軸国との戦争をいまだ開始していない段階で、このような戦後世界の構想を掲げ、その世界が依って立つ原理、その実施のための方策について検討を開始していたことは、驚くべきことと言わざるをえない。そして、この目標をいかなる手段で、いかなる原理で達成するかという点に関して、ルーズヴェルトは日米開戦直後の諸演説で具体的に語り出すのである。1941年12月9日、日本軍の真珠湾急襲を受けて対日戦線布告をした彼は、その事実を国民にラジオを通して告げつつ、アメリカの決意を次のように宣言した。「合衆国は最終的なかつ完全な勝利のみをめざす。(この戦いを通して)日本人の恥すべき背信行為を一掃するのみでなく、国際的な野蛮行為の根源を、それがどこに存在しようとも、完全に、そして決定的に破壊し尽くさなければならない」⁽¹⁵⁾。ルーズヴェルトは、日本を含めた枢軸国の侵略性の温床を、破壊し尽くす決意を明らかにしたのである。

では、破壊しつくすべき侵略性の根源を、どのように考えていたのだろうか。それまで日本軍の進撃にじりじりと後退を余儀なくされていたアメリカ軍が、ミッドウェー海戦での勝利を機に反抗に転じようとしはじめた1943年の年頭、第78議会への教書で、ルーズヴェルトは戦後世界の構想を実現するために、なされなければならない対枢軸国戦略目標を明らかにした。

その第一は、「非武装化」である。「もし、ドイツ、イタリー、そして日本の三国が、

(13) "Radio Address by the President", delivered on May 27, 1941, in U. S. Department of State (ed.), *The Department of State Bulletin*, Vol. IV, p. 653.

(14) *Ibid.*, Vol. V, No. 124, p. 350.

(15) "Address by the President to the Nation", broadcasted from the White House, December 9, 1941, *ibid.*, Vol. V, No. 129, p. 479.

またはそのうちの一国であろうと、戦争終結時に軍備を許され、または、再軍備を認められたなら、再び世界制服への野心に燃えて行動を開始するのは不可避である」から、これら三国は「武装解除されなければならないし、しかも長期間、武装解除されたままでなければならない」⁽¹⁶⁾。

その第二は、「侵略思想の根絶」である。「これら三国は、世界に大きな災禍をもたらしている哲学を放棄しなければならず、かつその哲学の教育を止めなければならない」⁽¹⁷⁾。ここでいう哲学が、枢軸国の軍国主義的および超国家主義的思想であることは明かである。彼は枢軸国の軍事的膨張主義の重要な根源の一つが、これらの思想および思想教育にあると考えていたのである。

そして第三は、「独裁的政治形態の解体と根絶」であった。ルーズヴェルトは枢軸国側の超国家主義の諸形態を、イタリアの「ファシスト型」、ドイツの「ナチ型」、そして日本の「軍閥型」とに区分してとらえていた。しかし、これらの三形態に共通していることは、これらの国家は一部指導者による権力の独占の結果生まれた独裁的警察国家であり、そこにおいては市民的自由は疑いもなく縮小され、人間は隸属状態におかれている。この独裁的政治形態のメカニズムこそ、枢軸国の対外的侵略行為を推進した構造であった。ルーズヴェルトは、このような超国家主義国家の存在は戦後世界にあっては決して容認されるものではないことを強い口調で表明した。「連合国はこれらの政治形態に関して、二つの簡単な言葉で的確に表現できる。『二度と、存在してはならない(never again!)』と」⁽¹⁸⁾。

つまり、ルーズヴェルトが考えていた「枢軸国の侵略性の根源」とは、軍事力と、侵略的哲学とそれによる国民の鼓舞、独裁的政治形態の三要素であった。しかも、これら三要素が結合して生まれた超国家主義体制が、歴史上比類ない攻撃力と侵略性、自由の抑圧、人間の隸属をもたらし、西洋文明全体が存続か死かの危機に遭遇していると考えられたのである。キリスト教的 ideal と完全に相容れない三要素とその結合体制こそが、決定的に破壊され根絶されなければならない対象であった。

以上の、戦後世界が基礎づけられるべき原則としての「4つの自由」宣言に始まる諸演説を総合すると、アメリカ政府は、ヨーロッパ、アフリカ、アジアにおける戦乱は一つの世界的闘争の各部分であり、その本質は「キリスト教的 ideal に基づく自由主義・民主主義勢力」対「異教的野蛮である軍国主義ファシスト勢力」という、思想的にも制度的にも相容れない二陣営の対決という文明闘争史的認識に立っていたことが分かる。必然的に、この戦争はアメリカにとって、一方による全面的な勝利、他方の完全な根絶をという生き残りをかけた凄絶な闘争であった。従って、各個別の対枢軸国戦略では十分でなく、統一的な対枢軸国戦略が考えられなければならない、かつ軍事的戦略のみでなく、政治的、経済的、文化的な諸分野にわたる総合的戦略が必要であるとの認識に立ち、この戦争を通して枢軸国の侵略性の温床を徹底的に破壊しつくし、世界が再び侵略戦争の惨禍に見舞われることのないよう「恒久的な治癒を施す」ことをめざそうという目標を掲げていたのである。そ

(16) "Message of the President to the Congress on the State of the Nation", delivered before a joint session of the two Houses of Congress, Jan 7, 1943, *ibid.*, Vol. III, No. 185, p. 20.

(17) *ibid.*

(18) *Ibid.*, p. 145.

してこの目標を達成するために、1. 完全なる非武装化、2. 侵略思想の根絶、3. 独裁的政治形態の解体と根絶、を共通の占領目標として掲げたのである。

アメリカ合衆国の対枢軸国基本目標は、このようなものであったが、その論調から、戦争の遂行を国民に鼓舞するものであったとはいえ、強い宗教的使命感に彩られた感情論に近い内容を感じるのはさほど困難ではない。この闘いは終末論的世界戦争であった。アメリカは異教徒の野蛮と闘う「神の使い」であった。この闘いに勝利し、かれらの宗教的理想に基づく民主主義を戦後世界に隈なく構築するために「世界の抜本的改革」をめざしたのである。森田英之は、アメリカの戦時国防思想の根底に流れる焦燥感、危機感を、大西洋と太平洋の両側から迫りくるファシズムによって「包囲殲滅されることの不安と恐怖感」⁽¹⁹⁾であったと分析しているが、そのような不安感とキリスト教的理想主義の強調とは、コインの裏表であったと言えまい。

第三節 対日基本政策の原型

アメリカ政府は、この段階から軍事的膨張主義の重要な根源の一つが思想および思想教育にあると考えていた。また、そのような思想と結び付いた独裁的政治形態のメカニズムこそが、枢軸国の対外的侵略の源泉であると見なしていた。従って、それら侵略思想と独裁的政治形態は解体根絶すべき対象以外の何物でもなく、それを戦いの当初から明確に目標としていたのである。日本の場合のそれは、軍部による政治支配すなわち軍国主義体制と、天皇崇拜と結び付いた国家神道体制であった。まさに、これらの存在、そして両者の結合こそが問題視されたのであり、それらの無力化または構造的解体は必然的に導き出される政策であった。

このような対枢軸国、対日基本目標が、次にいかなる現実的な対日占領政策に結晶していくのだろうか。ここで、アメリカ国務省を中心とする実務家レベルで作成された諸政策を検討してみたい。1941年5月の演説で、ルーズベルトは戦後のより健全な世界の建設のために計画を始めると語ったが、アメリカ国務省内ではコーデル・ハル長官の強い決意の下に、第二次大戦勃発直後から戦後問題の予備的な検討を開始していた。この動きは、早くも1940年1月に国務省の上級幹部を網羅した「外交問題諮問委員会」(Advisory Committee on Problem of Foreign Relations)の設置となり、国務長官に戦後政策に関する助言を与えるための活動を開始した。しかし、戦後を検討するには時期尚早であったことと、専念できる専門家スタッフを欠いていたこともあって、この委員会は見るべき成果をあげることが出来なかった。この失敗の体験を反省した国務長官補佐官のパスカルスキーは、大統領選直後の40年11月、戦後計画のための専門家による調査研究機関

(19) 森田、前掲書、32頁。なお、ヨーロッパやアジアなどの遠隔の地における戦乱がいかにアメリカの安全保障にとって決定的な脅威となってくるかという、国家の直面する危機の実態を国民に説明し国防への協力を納得させる論理として、ノックス、ホーンベック、およびルーズベルトによって展開された論法を、森田は「合衆国被包囲論」と名付けた。同前、第1章、1-40頁参照。この章で取り上げたルーズベルトの諸演説についても、これを参照した。

を省内に設置することを提案し、ハルは翌41年2月3日付けでパスヴォルスキーを長とする「特別調査部」(Division of Special Research = 略号SR)の設置を命じた。この機関は、戦後計画に24時間没頭する体制であったという意味で画期的であったと共に、42年2月に国務省の主導で、大統領の諮問機関として発足させた「戦後外交政策諮問委員会」(Advisory Committee on Post-War Foreign Policy)の活動を支え、研究と文書の起草を行う実務機関として対日占領政策の形成にも大きな力を發揮した。なお、「戦後外交政策諮問委員会」は「政治・領土」「軍備」「貿易・財政」の三大分野にわたって政策を立案し、大統領に勧告するための全国的超党派的委員会であった。この設立は、戦後政策の立案と実施に関して国務省がアメリカ政府部内で全責任を負うことが決定的となったことを意味していた⁽²⁰⁾。かくして、アメリカ政府の対枢軸国政策、なかんずく戦後計画は42年の後半から、(1) 大統領を中心とする最高指導層、(2) ハル国務長官を責任者とする大統領への諮問機関たる戦後外交政策諮問委員会とその小委員会、(3) 国務省内の調査機関、という三層の政策決定機構によって動き始めたのである。

この特別調査部の組織は1942年末に一応編成されたが、対日関係で重要な地域別グループの極東班が実際に編成されたのは8月末からであった。この時、国際法並びに極東・太平洋の国際関係論の権威であったジョージ・H・ブレイクスリーが着任し、研究班の編成に着手した。参加した研究者は、コロンビア大学の日本史の助教授であったヒュー・ボートン(Hugh Borton)、グルー前駐日大使の秘書であったロバート・フィアリー(Robert R. Fearey)など、日本の極東問題に精通している少壮専門家たちであった。なかでもボートンは、その後長期にわたって国務省に留まり、長老格のブレイクスリーとともに戦後対日政策の全立案作業に関与し、極めて重要な役割を果たした。

戦後対日政策に関する組織的な討議は、戦後外交政策諮問委員会の中の安全保障小委員会内に設置された安全保障技術委員会において、1943年5月7日の第16回ミーティングから開始された。その後、6月からその年の後半にかけては、同領土小委員会において、日本の国内改革、とりわけ天皇制を含む政治機構の改革に関する本格的な討議が開始された。これらの討議を通して、日本を敗退させた後の戦後計画の様々な可能性が検討され、1944年の国務省戦後計画委員会における国務省としての正式な戦後占領計画へと結実していくのである。またその過程で、前述の極東班の知日派といえるメンバーが討議資料、諸提案を起草し、論議をリードしていくことは言うまでもない。

この段階での討議過程やその詳細については、森田・五百旗頭などの優れた研究書が明らかにしており、ここでは割愛するが、本稿に関して重要な問題である天皇制や信教の自

(20) 特別調査部の設置、戦後外交政策諮問委員会の設立とその機能、この過程に於けるハルとルーズベルト等との主導権を巡る争いについては、五百旗頭、前掲書、上、第2,5章、また森田、前掲書、第2章に詳しい。戦後外交政策諮問委員会には、多数の小委員会が設置されたが、戦後対日政策の立案に関して重要なのは領土小委員会(Territorial Subcommittee)及び安全保障小委員会(Security Subcommittee)、特にその内部の安全保障技術小委員会(Security Technical Subcommittee)と、これらの各分科会の作業を統合・調整する働きをもつた政治小委員会(Political Subcommittee)であった。

由に関連する論議の一部を要約して紹介しておきたい⁽²¹⁾。

その第一は、人種主義対文化的変革論である。ルーズヴェルトの発言にみられた枢軸国の侵略性の温床の根絶という論調が、その極端な論議に到りつけば「日本民族絶滅論」に走る可能性を孕んでいることは、容易に理解し得るところである。事実、前記の安全保障委員会で論議が開始された当初、日本の軍事的封じ込めや対日輸入統制などの外部からの統制策に論議が集中されていたこともあって、対日国防方策として日本民族の絶滅をはかるという、黄禍論にその情緒的基盤を置く極端な提案がなされたという。この時メンバーの一員であったハリー・ハワードは、日本の戦後処理に関しては文化と人種の問題を区別して考えるべきであり、日本の軍国主義的文化が破壊と根絶の対象となればよいのであって、民族の絶滅は必要ないと主張した。ハワードの発想には、日本の軍事文化の伝統はイギリスやアメリカのそれと異なる旧いプロシャ的な軍事的伝統の上に築かれたものであるという、文化的伝統を相対的にとらえる視点を持っており、その意味ではルーズヴェルトが枢軸国の「軍事的封建制度」を前記三類型でもってとらえた見方に相通するものといえる。さらに、森田によれば、人種主義を外交政策の基本に持ち込むべきでないとするハワードの姿勢は、もちろん注目すべきことであるが、彼の着想の斬新さは、それまで技術委員会が論議していた軍事的及び経済的封じ込めなどの、外部からの対日安全保障政策の検討から視点を転じ、問題の解決を内部的要因の除去、すなわち日本国内の軍事文化の処理に求めたことであるという。

この論理をさらに発展させて、国内改革こそ日本の軍国王義を除去する決定的な方策であると明確に指摘したのは極東班のアーミー・ヴァンデンボッシュであった。彼は、日本の強大な軍事力を支えている資本は、圧倒的な多数の集団である農民や労働者の福祉に回されるべき資本であって、それゆえ日本国内に社会的・経済的改革を断行して、この搾取構造を変革すれば日本は軍事大国になることは有り得ないという、被搾取者階級の社会的・経済的解放による日本軍国主義の基盤の破壊、すなわち日本社会の民主化＝非軍事化構想をうちだしたのである。

この第二の論点である国内改革論は、43年後半、領土小委員会に置いて本格的に討議されることになったが、この段階での論議の対立の中心点は「戦後日本国内に改革を遂行する場合、天皇制を含めた日本の国内事情に直接介入することが、合衆国及び連合国全体の目的達成にとって望ましい結果をもたらすか否か」という、改革の方策をめぐる介入・非介入の原則をめぐる論議であった。この問題に対して、領土小委員会の議長ボーマンや極東班の中心者ブレイクスリー、さらには国務省極東部長のバランタインなど対日関係者の大部分が、当初は日本の国内改革への直接介入にはきわめて消極的であった。この立場の論点は、先勝国側の武力を背景にした強制的な解決策の代わりに、アメリカの道徳的な力の優位を活用して日本人に影響を与え、日本を平和的社會に改革させることが可能であるし、望ましい。何故なら、強制された政体は、短期の持続しか期待できないものであり、もし日本の民衆が、自分たちの政府はアメリカの銃砲の力で維持されていると判断したな

(21)以下の内容は、主として森田、前掲書、第4章を参考した。なお、五百旗頭は国務省のこの段階における同様の論議を、「積極誘導論」「介入変革論」「介入慎重論」「隔離・放置論」の四つの立場に分類して論じている。五百旗頭、前掲書、第6章。

らば、占領が放棄された時点で、その政権を支持しようとはしないであろう。英米の精神的文化的影響力は敗戦時に日本人に自由主義革命をもたらし得るほど強大となろうし、それを引き起こし得る自由主義勢力も存在する。従って、連合国は改革の全般的構想を提示するにとどめ、国内改革実施の方法や詳細は日本人に任せておくべきだというものであった。

これに対し、ヒュー・ボートンらは積極的な介入による国内改革を主張した。日本研究の専門家として、彼は日本と西欧との政治文化の根本的な相違を指摘し、日本には近代的な個人主義思想や政治における自由な競争という、西欧の中産階級に基本的価値として受け入れられてきた民主主義の諸概念を支える社会的文化的基盤はいまだなく、政治における個人と制度が明確に峻別されてさえいない。明治憲法の制定以後、日本国家の主権者であり、文字通り聖俗両面にわたる最高位の指導者であるとされた天皇にしても、大多数の日本人の意識の中では、個人であるのか国家の制度なのか明確な区別はなされていなかつた。また日本民衆の「御上」意識も、同様である。敗戦にともなう混乱の責任を政治制度の欠陥に求めようとせず、指導者個人に向ける傾向が強い。その他、本人の持つ生来の保守性、教育における大勢順応の強調、政治的責任意識の不足、軍国主義的指導者に対する盲目的とも言える民衆の依存傾向などを考えると、このような文化にあっては、たとえ歐米の道徳的文化的影響を強烈に受けたとしても、敗戦を契機として旧体制を崩壊させ、西欧的な自由主義社会を志向しようとする民衆エネルギーは弱い。従って日本に現時点で民主主義や自由主義社会を創出するには、連合国による積極的な介入や誘導が必要であると主張した。

このように主張するボートンは、しかし、決して決定論者ではなかった。日本人の侵略的な膨張主義への衝動が日本の宗教や文化の中に深く根ざしているため、日本社会を民主化することは不可能に近いというホーンペックのような対日観に対して、ボートンは、軍国主義が日本の政治を支配するに至ったのは、神道の政治的利用や明治憲法で認められた種々の特権を行使することによってであると反論し、軍部の台頭が制度的、人為的なものであることを指摘した。日本の侵略性は、超国家主義と軍国主義から出てきたものであり、方法の如何によっては除去可能な、一時的歴史現象に過ぎないと考えたのである。従って、日本国内の諸問題の処理方法の如何によっては、軍部権力を制限することもでき、対外膨張政策を抑制することができると主張したのである。

ここに日本国内の改革への直接関与による膨張主義の除去という国内改革構想の理論的立脚点が示唆され、この直接介入の必要性および有効性の主張は、領土小委員会の基本的見解となっていく。議長のボーマンが、同委員会の最後の会合となった1943年12月17日の会合で、戦後対日政策の基本目標は、1. 日本の政治制度の改革、2. 日本に歐米の水準の人権を確立するための権利の章典の制定、3. 新聞・ラジオ等のマス・メディアと情報の自由化、4. 侵略思想の根絶、の四項目をあげたのは、ボートンの主張にそって達した結論であった。

領土委員会における論議の中で注目すべき第三の問題は、「天皇制」をめぐる廃止論と存続論の相克である。国務省の立案者たちがめざしていた目標は、戦後の日本を他の諸国の権利を尊重する平和的で非侵略的な国家に作り替えることであったが、そのためには日本から侵略思想およびその根源を排除することが、大前提となってくる。日本を含めた枢

軸国の侵略思想を根絶させることが、アメリカ政府の意志であったことは既に見た通りである。天皇制の問題も、まずこの侵略思想との関連で重視され、更に戦後日本の国内改革という基本目標達成の方策との関連で検討された。

まず、国務省の立案者たちの間で共通していた認識は、天皇制の現状維持はいかなる場合においても容認できないというものであった。なぜなら、日本の侵略的膨張主義は天皇の神聖性、不可侵性の思想と深く結びついていたからであり、日本の軍国主義と天皇制の密接な関係を知悉していたからであった。では如何にして、いかなる形態に変革するかについては大きく二つに見解が分かれていた。その第一は、「天皇制の全面廃止」を主張する強硬論のグループであり、スタンリー・ホーンベック、カーター・ヴィンセント、それにディーン・アティソン等の一般に中国派と呼ばれた人々であった。このグループの一般的見解は、次のようなになる。即ち、「天皇制は神道、軍国主義および天皇崇拜思想と一体化している。それゆえ、天皇制をこれら『嫌惡すべき』思想より分離することは、事実上不可能である。従って、天皇制の廃絶を含む日本の政体の全面的な改革を断行し、過去を完全に断ち切ることが、日本軍国主義を破壊するための第一の前提となる」⁽²²⁾。強硬派の主張には、日本の侵略思想は天皇制と不可分の関係にあるという観点が貫かれていたが、さらに第二の論拠として、天皇制は日本人自身の手によって廃止されることは有り得ないとの観察があった。

論理的に明快であった強硬派の主張には、国務省内にあっても賛同者が多かつたが、日本のナショナリズムの特徴を理解した上で強硬派の方法に疑問をはさむ第二のグループが存在した。このグループは、ブレイクスリー、ボートン、バランタイン、フィアリー、それに前駐日大使であったグレー等の、いわゆる知日派プランナーたちであった。彼らも日本軍国主義と侵略思想の根絶という目標においては一致していたが、これらの目標が天皇制の廃絶によって達成できるとは考えなかつた。その論拠の第一は、天皇と軍部とを区別して捉えようとしていた点にある。彼らは、天皇制そのものは必ずしも侵略思想の根源ではなく、軍部の軍国主義的膨張主義者集団に利用された道具に過ぎないと考えていた。この点を指摘したコヴィルやボートンの意見⁽²³⁾は次の通りであった。

天皇は確かに、日本の民衆にとって強力な宗教的政治的崇拝の対象となっている。この天皇崇拜熱は、日本人に自分たちが特別な民族であることを確信させ、他の諸民族に日本の制度を強制し、これらの民族を支配することを正当化させている。しかし問題はこのような事実自体の中にあるのではなく、日本の軍国主義者、超国家主義者が彼らの政策を押し進めるため、聖俗両面における天皇のこうした影響力をを利用して彼らの立場を強化してきたことにある。つまり、日本の軍部および軍国主義グループは、日本民族の優秀性、天皇の不可侵性の論理を神道の教理によって強化し、かくして形成された天皇制イデオロギーをもって、彼らの目的が領土の拡大にあるのではなく、日本とその神格的統治者である天皇の加護のもとに、東亜共同体を建設することにあると國の内外に説明し、侵略の意図を隠してきた。天皇自身が必ずしも侵略的性格の持ち主とは考えていないが、軍部の横暴

(22)森田前掲書、123頁。

(23)Cabot Coville, "Status of Japanese Emperor", T 315, May 25, 1943, RG 59, p. 3, 10, Notter Files, Box 63, H-114 Preliminary, pp. 1-2. 森田、前掲書、118-120, 133-135頁。

を統制できるほどの政治的力を有しているわけでもない。

それでは日本の侵略思想の根源は何であったのか。ポートンは「天皇制の廃絶という問題は、好ましからざる集団や個人によって政治目的のため天皇が利用される事態を防止することや、天皇が不可侵であるとする信仰のような近代神道の国家主義的教義の布教を禁止すること、さらに軍部指導者の一掃という問題に比べると、さほど重要なことではない」⁽²⁴⁾と述べ、侵略的勢力による天皇の政治的利用の防止、国家神道の廃止、および軍国主義者の一掃を実現すれば、日本の侵略性は根絶できると考えたのであった。

もちろん、戦後も天皇制が放置されたままであれば、再び天皇の権威を利用するグループによって戦争を引き起こされる可能性があるが故に、現状維持は許されないが、占領軍によって強制的に退位させられたり、天皇制そのものが廃止されたら、日本人の間の根強い天皇制への心情的愛着の伝統からいって反発を招くだけである。従って、天皇の地位または天皇制が、政治目的のために二度と利用されないように、現実政治への天皇の参画を一切禁じ、天皇の威信を結果として低下させ、かつ軍部の統帥権の濫用の可能性を封じればよい。このように天皇制から害悪を生む属性を取り去れば、天皇制そのものは危険でなくなり、かつ天皇に対する日本民族の特異な心理を逆に活用して、アメリカの対日目標を円滑に達成することも可能である。

天皇制に関しての、この段階での以上の論議を俯瞰して言えることは、連合軍による占領が実際に開始されてから実施された諸政策の基本的な骨格が、既に、特に知日派プランナーの主張の中に、極めて明確に論じられていたことである。その典型的な一例は、上述の天皇の政治的軍事的権限の剥奪に関する論議であろう。天皇から政治的軍事的権限を取り去り、二度と天皇が政治的に利用されないようにするという、戦後憲法における「象徴天皇制」に通じる考え方が論じられていたばかりではなく、実際に「国民統合の象徴」(a symbol of Japanese national unity)という言葉で天皇を位置づけるべきだとする見解も、この頃から表明されていた。もっとも早い時期に天皇を「日本国民統合の象徴」と記したのは、グレーの影響下にあった知日派の一人である国務省極東課員マックス・ビショップであったと言われる(1942年12月14日付、ホーンベック宛覚え書き)⁽²⁵⁾。また1943年5月25日のコヴィル・メモにも、既に「象徴」としての天皇という表現が使われており、「天皇は日本国民の共同体を統合する精神的媒体」であり、天皇制とは「民族の象徴であり、善なるものの象徴である」と定義していた⁽²⁶⁾。天皇制を長い日本の歴史的伝統に沿って、実権と切り離した「象徴」に回帰させる改革案が、既に模索されていたのである。もちろん、この段階での論議がそのまま占領政策に受け継がれたわけではないが、現実に選択し得る占領政策の可能性の一つとして、何らかの影響をその後も及ぼしたことは充分考えられることである。

(24) H-114 Preliminary, p. 4. 森田前掲書、134頁。

(25) 中村政則『象徴天皇制への道』岩波新書89、1989年、162頁。中村は「象徴」という術語が憲法草案に登場してくる過程について、米国サイド(ケリー - フェラーズ - マッカーサー)、英国サイド、日本サイドから明快に検討している。また最近、この問題を整理したものとして、進藤栄一『敗戦の逆説—戦後日本はどうつくられたか』(ちくま新書193、1999年、特に110-126頁)が有益である。

(26) Coville, T315, op. cit.

第四節 国務省案－戦後計画委員会(PWC)－

合衆国国務省は1943年末までに、前項のような検討を経て、戦後外交政策を決定する上に必要な基本的問題の論議を終えていた。翌44年1月、国務省はこれらの論議を基にして、省内職員のみによる戦後外交政策の具体的現実的立案作業を開始する。この時、長期的戦後政策を決定する機関として国務長官並びに上級職員によって構成されたのが「戦後計画委員会」(Committee on Post-War Programs =PWC)であり、さらに原案を起草する専門家による下部機関が付置された。日本および極東に関するこのレベルの機関は「極東に関する部局間地域委員会」(Inter-Divisional Area Committee on the Far East 以下、「極東地域委員会」と略称)であり、メンバーには安全保障技術委員会や領土小委員会で活躍した知日派の主力プランナーたちが、引き継ぎ任命された。議長にはブレイクスリーが推され、彼とボートンの学者コンビに加えて、ホーンベック、バランタイン、フィアリー、ドーマンといった滞日経験豊かな国務省職員によって構成された。

極東地域委員会の立案作業は、翌2月に入ると日夜について進められるが、そのきっかけになったのは、2月18日付で陸軍省および海軍省から国務省におくられた質問状であった。この質問状は、陸軍省民政部(Civil Affairs Division)部長ヒルドリング(John Hildring)少将と、海軍省占領地域課(Occupied Area Section)課長ペンス(Harry L. Pence)大佐の連名で、国務省欧州局局長(Director of the Office of European Affairs)ダン(Dunn)宛に送られたものであり、質問の主旨は、近い将来の日本占領後実施すべき「民政のために必要な計画、訓練および組織に関し両省が直面している諸問題に対し、国務省の勧告と助言」を求めたものであった⁽²⁷⁾。この質問状の提出は、陸海軍の武官の省が文官の国務省に国家政策の基本方針の提示を求め、それに基づいて軍部の行動を決定しようとする、文民統制の原理に則った行為であった。そして同時に重要な点は、この質問を受けて策定された国務省の政策案が陸軍海軍両省に回付されたということである。国務省内の論議が、文民統制の原理に基づいた合衆国政府の機構を通して、占領を具体的に実施する両省へ正式に伝達されているのである。

質問の具体的内容は合計47項目におよび、「民政の対象とすべき区域」や「民政は連合国によって実施されるのか、または合衆国が単独で行なうのか」、「アメリカ政府は長期の戦後政策を持ち合わせているのか」という根本的問題に始まり、さらに日本、太平洋諸島、フランス領インドシナ、朝鮮半島、満州等に関する個別質問が挙げられていた。そのうち日本の四島に関する質問は、

- a. 占領は日本全体に及ぶものか、そうである場合、占領の方式は何か。
- b. どの国が占領に参加するか。
- c. 現存する日本政府はその権力の行使を停止されるべきか。
- d. 解散されるべき政党や組織はあるか。

(27) "Preliminary Political and Policy Questions bearing on Civil Affairs Planning for the Far East and Pacific Areas", Memorandum prepared in the War and Navy Department, 18 February, 1944, in *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと略記), 1944, Vol. V, pp. 1190-94.

- g. 廃止されるべき悪法はあるか。
- h. 神道の位置や地位を考慮したとき、信教の自由は許されるべきか。教会(神社)、人員(神官等)、財産に関する適切な処置について助言が必要とされる。
- i. 天皇個人の地位、および天皇制は如何にすべきか、等々であった。

国務省は、この陸海軍省の質問状に逐一回答する代わりに、この時点までに検討してきた問題を総合的に整理し、国務省の体系的な政策としてまとめあげた。それが1944年3月から、逐次、極東地域委員会で起案され、戦後計画委員会で修正・承認された後、陸軍省、海軍省に送付された一連の戦後対日政策文書であった。ここで、これらの文書のうち、宗教政策と関連ある「基本目標」「信教の自由」「天皇制」に関する政策文書を検討していくことにする。

《基本目標》

アメリカ合衆国の戦後対日政策の基本目標は、5月4日付の「日本：合衆国との日本に関する戦後目標」(PWC-108b, CAC-116b)⁽²⁸⁾と題された文書に表現されている。基本的目的は二点に集約された。それは、(a)日本が合衆国および太平洋地域の他の諸国にとって脅威とならないようとする。(b)日本に他国の権利と国際的義務を尊重する政府を樹立することとされた。日本の軍事的弱体化をはかり、膨張的軍国主義を排除してアメリカの脅威にならないように、政治的変革を図る路線を明確にしたのである。その具体的実施の方法について、この文書は三段階の占領過程を明らかにした。

その第一段階は、軍事侵略の避けられぬ報いとして、厳格な占領統治下におかれ、軍隊の武装解除、海外領土の剥奪が行なわれる。第二段階は、「日本の侵略を防止し、軍事的監視を容易にするために必要な国内的国際的基盤を発展させる」時期であった。一時的なものに過ぎない対日軍事的勝利を、占領中に社会構造化することにより、長期的な政治的勝利に転化しようとするアメリカ政府の意図が、この段階で集約的に実施される。その具体的措置としては、6項目が挙げられた。それは日本の非軍事化のための禁制措置として「再軍備阻止のための軍事検察」「潜在的な戦争能力の発展を防止するための経済統制」「超国家主義的諸団体の根絶」を挙げるとともに、民主化のための育成措置として「マス・メディア、学校を通じての民主主義思想の奨励」「日本の稳健派に対してその責務一すなわち、軍国主義は旧本国民の眞の利益にとって有害であることを国民に納得させる責務一を銘記させること」「最も効果的に自由主義的政治勢力と思想を強化し、かつ国民に真に責任を負う文民政府の発展を助長するために必要な措置を探ること」を挙げた。そして第三段階が、合衆国の占領の究極目的であるところの「日本が平和的な諸国家の一員となり、その責務を適切に果たし得る」国家へ再建することであると謳いあげている。

この文書は、前述の国務省内の知日派の主張からは、かなり後退した路線で書かれており、敵国への軍事的措置の立場からの観点が前面に出ているといえる⁽²⁹⁾。この文書を補い、ボートンの直接介入原則(または積極誘導論)の立場から、日本の国家と社会をより民主主

(28) "Japan : The Post-War Objectives of the United States in regard to Japan", PWC-108b, CAC-116b, May 4, 1944, in *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1235-36.

(29) PWC 会議での知日派の原案とその修正を巡る攻防については、五百旗頭、前掲書、下51-69頁に詳しい。

義的な方向へ積極的にかつ内的な要因を喚起させながら改革していくとする方針をより鮮明に提示したのが、5月9日付の「日本：軍国主義の廃絶と民主化過程の強化」(PWC-152b, CAC-185b)⁽³⁰⁾という政策文書であった。起草者はボートンである。

この文書の主要課題は、「連合国軍政期間中、軍国主義を廃絶し、民主主義的傾向と民主化過程を強化するためにいかなる手段をとるべきか決定する」ことであった。第二項「軍事機構の破壊」において、日本の完全なる敗北、無条件降伏の必然的結果として現在の軍事機構は破壊され、日本の全軍隊は武装解除される。軍政の樹立によって、占領軍当局によって許された機能以外の、日本政府のすべての機能は停止され、日本軍閥が政府に命令することを可能にしたすべての憲法規程及び政令は停止されると定め、第三項において、軍国主義の復活を阻止する方策を明らかにしている。その第一は悪法の廃止であり、そこには言論の自由と信教の自由を制限した法律も含まれていた。第二は、日本人の生活から超国家主義的影響を排除する方策として、1. 大政翼賛会、黒龍会などの超国家主義的諸団体の解散。2. 思想統制と関係した政治警察の廃止。3. 軍事力を栄光化させる映画や演劇の禁止を命じた。第三には、民主主義の発展にふさわしい経済条件の創出があげられた。これは、日本の経済的安定が民心の安定につながり、民主主義の強化をもたらすというニューディール政策の民主主義観に基づく発想が息づいていたことを物語る。第四には、日本国内の自由主義勢力の強化の方策を、より詳細に述べている。

この文書の重要な点は、第四項において「日本政府の改革」を行なうことを明確に述べ、そのための不可欠な改革条件を定め、更にその政治改革を強要することは可能だとしている点である。これは、ボートンが主張していた直接介入論が国務省の方針として採択されたことを意味している。では、政治改革の具体策はどのようなものであったろうか。まず第一に、「国家予算に関する全権限および憲法修正権を持つ国民議会の創設」が挙げられた。第二に「文民統制の原則の確立」が強調され、第三には司法組織の改革として、「法廷を法務大臣および警察の統制から解放することが、民主化の計画にとって不可欠」という「司法権の独立」が主張された。基本的には、アメリカの政治制度の根幹をなす「三権分立」の原理に基づいた制度を導入しようというものであったといえる。その意味では、1944年のPWCの立場は、「総力戦を闘い抜くためのシンボルたるデモクラシーは、いつそう普遍・絶対の価値として意識され、敵国をその理念に沿って作り変える立場が優位を占めた」⁽³¹⁾といえる。しかし、それはもう一面からみると、ボートンらが領土小委員会で主張していた論点、即ち天皇の権威を利用した軍部によって、議会や政府が二度と躊躇さ

(30) "Japan : Abolition of Militarism and Strengthening Democratic Processes", PWC-152b, CAC-185b, May 9, 1944, *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1257-60. 森田もこの文書の重要性を強調し、内容と意義を詳細に論じている。森田、前掲書、159-168頁。

(31) 五百旗頭、前掲書、59頁。

れない政治制度を確立しようとする主張が活かされた結果でもあった⁽³²⁾。

《信教の自由》

国務省の戦後日本に関する基本政策、政治改革の諸原則を見てきたが、次にそれらの基本原則の上に策定された対日宗教政策ならびに天皇制に関する政策を検討していくことにする。これら二つの政策は、超国家主義思想を根絶し、天皇崇拜と天皇の政治利用を禁止する上できわめて重要な政策であったことはいうまでもない。また、陸海軍省からの質問にも具体的に問われていた。

神道と信教の自由に関する解答として作成された文書は、「日本：信教の自由」(PWC-115, CAC-117)⁽³³⁾である。この文書の問題の設定は、「神道を一宗教として、極端な国家主義(extreme Nationalism)から区分するのが困難であることを考えるとき、占領軍は日本に信教の自由を許すべきか否か」というものであった。こうした問い合わせへの検討として、文書はまず連合国は宗教的信仰の自由の原理を尊重することを明らかにする。ルーズヴェルトの四つの自由をめぐる諸演説において、何度も表明された原理の確認である。その上で、しかし、この原理の日本への適用は複雑な問題を内包しており、それは、本来無害で原始的なアニミズムである原始神道(Original Shinto)のうえに、昨今の狂信的な愛国主義と侵略主義を増長させるため軍国主義者によって利用された「国家主義的天皇崇拜カルト」が接ぎ木されているからであると述べ、神道のこうした二側面を、すなわち古神道(Ancient Shinto)と、極度に好戦的な国家主義儀礼である国家神道(National Shinto)とを区別する必要性を強調している。両者の混乱が天皇制への誤解をも生み出していると、この文書は述べている。

このような観点から、立案者は日本にある約10万の神道神社を大きく三つの範疇に分類した。第一は、古代に起源を持ち地域の守護神を祭る大部分の神社である。これのみが、厳密な意味で宗教的な神社である。第二は、天照大神を祭る伊勢神宮のような、いくつかの神社であり、これらも古代に起源を有するが、国家主義の象徴的存在になっている。第三は、靖国神社や明治、乃木、東郷神社のような、近年建立された国家的英雄を祭る神社である。この種の神社は、彼らが理解するところの宗教的崇拜の場所ではなく、軍国主義的国家主義精神を鼓舞する国家主義的神社とみなされた。

当然問題視されたのは、第三の神社である。これこそが、ルーズヴェルトが繰り返し言及した「枢軸国の侵略的哲学」の一つであり、膨張主義的軍国主義の思想的装置と考えられたのである。従って、枢軸国の侵略的要素の根絶を戦後世界建設の不可欠の措置と考えていたアメリカの政策からすれば、当然これらの国家主義的神社は廃絶の対象と考えられ

(32) 文民統制の原理の確立をうたった第二項には、日本は戦後においても軍事力を持つべきでないという広範な合意が存在するという、戦後憲法でうたわれた軍事力の不保持と交戦権の否定に通ずる主張が述べられていると同時に、「日本がもしも今後、何らかの形態の軍備を保持することが許されることがあるとすれば」と述べて、日本に再軍備の可能性があることを想定し、その場合であっても、軍部が政府を動かすことがないようにと「文民統制」の原理の確立を強く主張している点が、戦後の自衛隊の創設と交戦権の解釈を巡る論争を考えるとき興味深い。*Ibid.*, IV-2, p. 1259.

(33) "Japan : Freedom of Worship", PWC-115, CAC-117, March 15, 1944 in *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1207-1208.

た。残された問題は、信教の自由の原則からいって、もしこの第三の神社も宗教と見なされるのであれば、政治権力による廃絶は自ら信教の自由の原則を踏みにじることになる。しかし、この国家神道は日本政府も繰り返し、「宗教ではなく」、愛國主義の表現形態であると主張しているのであるから、「信教の自由の原則を犯すことなく閉鎖しうる」と断言している。

しかし実際の施策として勧告された内容は、極めて慎重かつ穩健なものであった。国家主義的神社であっても、強制的閉鎖は逆効果を招く恐れもあるので望ましくない。むしろ当該神社における示威行進や集会、儀礼を禁止し、官国弊社の要員は施設の管理に必要な人員以外は解雇され、かつ国家からの給与の支給は停止されるべきである。しかも、これらの神社も、公的秩序や安全保障に反しない限り、個人的信仰の対象としては公開存続を許されるものとすると勧告したのである⁽³⁴⁾。なお、上記以外の勧告としては、

- 1) 信教の自由は占領後速やかに宣言されるべきこと、
- 2) 古神道の神社は破壊活動に利用されない限り、存続が許される。
- 3) 伊勢神宮なども閉鎖すべき事態が発生しない限り、存続を許される。
- 4) 占領軍が神社に損傷を与えないよう考慮されるべきである。
- 5) 仏教寺院に関しては、いかなる措置も不要である。

6) キリスト教会は、組織と信仰の完全な自由の回復によって解放されるべきである、というものであった。

《天皇制の存続》

天皇制に関する国務省の見解は、1944年5月9日付の「日本：政治的諸問題一天皇制」(PWC-II6d, CAC-93e)⁽³⁵⁾にまとめられた。文書番号から推察できるように、この問題の討議には PWC 会議において委員会を二分するほどの激論が交わされ、最初の原案が起草された3月3日から二ヶ月以上に及ぶ長大な時間が費やされた。原案の起草者は、ボートンであった。

この文書は、(占領軍の)軍政府が天皇制にいかなる態度で臨むかを現時点で最終的に決定するのは困難であると述べることから始まっている。論争の激しさの痕跡である。その理由として、まず第一にあげている点は、「現時点での日本人は彼らの君主に対してほとんど熱狂的といえる献身を示しているので、外部から天皇制を廃止しようとする試みは、日本人の現在の態度が続く限り、成功しないだろう。日本人が天皇制を信じ、その維持を決意している限り、日本民衆の意思に反して天皇を単に退位させたとしても、それが天皇制を廃止することにはならないし、その消滅を効果的に立法化することもできないだろう。このような状況下において、もし連合国が天皇制の復活を阻止しようと望むなら、無期限

(34) 後の論議との関連で重要な点は、国家と宗教の分離という表現は用いられていないものの、この勧告の内容は「政教分離原則」の具体的な内容であるということである。信教の自由を日本に於て実現するには、政教分離の概念を念頭に置きながら、表面上は国家神道の廃止即ち国家が神道に関与することの禁止を命じていたものであることを、これらの文書の表現から読み取ることはさほど困難ではない。

(35) "Japan : Political Problems : Institution of the Emperor" PWC-II6d, CAC-93e, May 9, 1944, in *FRUS*, 1944, Vol. V, pp. 1250-54. 天皇制の存廃をめぐる国務省及び内外の激しい論争と帰結に関しては、五百旗頭真、前掲書、下41-69頁に詳しい。

の占領が必要となるかも知れない。」というものであった。この主張は、43年にポートやバランタインが領土小委員会において展開した主張の繰り返しであったことに注目したい。

そしてさらに続けて、このような状況は「天皇は神聖不可侵であり、すべての権威の源であると考えられている、日本の天皇の特異な立場に由来する」ものであり、このような天皇を軍部がその膨張主義的目的を達成するための道具として利用したと再度強調している。その上で、軍部と天皇との緊密な関係が軍国主義を可能にしたのであるから、軍国主義を一掃するのならば、あらゆる面においてこの両者の緊密な関係を切断しなければならないと主張している。

第二の理由としては、天皇制の廃止を主張する中国とそれに近いアメリカ、さらに廃止に反対するイギリスと、連合国の中でも意見が統一されていない点が挙げられた。このような理由から、この文書は占領下の天皇制について三つの方策を並記し、好ましい選択を勧告する形態をとっている。三方策とは、占領下における天皇の権限の、(1)全面的停止、(2)全面的継続、(3)部分的停止である。そして結論としては、政府機能のある部分を、天皇を通じ、または天皇の名において遂行する「部分的停止」案を最も好ましい選択として勧告した。

第五節 小括

ルーズヴェルト大統領は、この戦争を通じて枢軸国の侵略性の温床を徹底的に破壊しつくし、世界を自由主義と民主主義の福音でもって改造する決意であることを、いわゆる「四つの自由」宣言などをとおして高らかに宣言した。そして、共通の対枢軸国占領目標を、1. 完全なる非武装化、2. 侵略思想の根絶、3. 独裁的政治形態の解体と根絶、においたのであった。この立場は、戦意を鼓舞する目的もあって、「キリスト教文明」対「異教文明」との生存をかけた闘争という極度に戦闘的かつ全面的対決として語られた。

日本の場合の解体と根絶の対象は、軍部による政治支配すなわち軍国主義体制と、天皇崇拜と結び付いた国家神道体制であった。まさに、これらの存在と結合こそが問題視されたのであり、それらの構造的解体は必然的に導き出される政策であったとも言える。

こうした基本方針を受けて、合衆国国务院内で始まった対日占領政策の作成過程におけるさまざまな論議の中で、基本的には「積極的介入による日本国内の政治的経済的文化的改革」がめざされることになった。政治改革はアメリカ政治制度の根幹をなす三権分立の実質化がめざされ、その基本理念となる「デモクラシー」は、総力戦を勝ち抜くためのシンボル的目標であったのみでなく、ますます普遍的絶対的価値を持つものとして意識され、敵国を作りかえる改革原理となっていました。

必然的に大きな課題となってくるのは、デモクラシーや文明の基盤となる宗教政策、すなわち「信教の自由」の実現と、天皇制の改革である。連合国側が「宗教的信仰の自由」を重視していたのは明らかであり、ルーズヴェルトの「四つの自由」をめぐる諸演説において、何度も表明された。しかし、この原理の日本への適用は複雑な問題を内包しており、それは、本来無害で原始的なアニミズムである原始神道(Original Shinto)のうえに、昨今の狂信的な愛国主義と侵略主義を増長させるため軍国主義者によって利用された「国家主義的天皇崇拜カルト」が接ぎ木されている。従って、神道のこうした二側面、すなわち古神

道(Ancient Shinto)と、極度に好戦的な国家主義儀礼である国家神道(National Shinto)とを区別する必要性があるという認識が、かなり早い段階から認められた。

問題となったのは、天照大神を祭る伊勢神宮のような、古代に起源を有するが国家主義の象徴的存在になっている神社と、靖国神社や明治、乃木、東郷神社のような、近年建立された国家的英雄を祭る神社である。特に後者は、彼らが理解するところの宗教的崇拜の場所ではなく、軍国主義的国家主義精神を鼓舞する国家主義的神社とみなされた。これこそが、ルーズヴェルトが繰り返し言及した「枢軸国の侵略的哲学」の一つであり、膨張主義的軍国主義の思想的装置と考えられたのである。従って、枢軸国の侵略的要素の根絶を戦後世界建設の不可欠の措置と考えていたアメリカの政策からすれば、当然これらの国家主義的神社は廃絶の対象と考えられた。残された問題は、「信教の自由」原則から、もしこれらの神社も宗教と見なされるのであれば、政治権力による廃絶は自ら原則を踏みにじることになる。しかし、この国家神道は日本政府も繰り返し、「宗教ではなく」、愛國主義の表現形態であると主張しているため、「信教の自由の原則を犯すことなく閉鎖しうる」と考えられたのである。しかし実際に勧告された政策は比較的慎重かつ穩健なものであり、国家主義的神社であっても、強制的閉鎖は逆効果を招く恐れもあるので望ましくない。むしろ当該神社における示威行進や集会、儀礼を禁止し、官国弊社の要員は施設の管理に必要な人員以外は解雇され、かつ国家からの給与の支給は停止されるべきである。しかも、これらの神社も、公的秩序や安全保障に反しない限り、個人的信仰の対象としては公開存続を許されるものとしたのである。

天皇制については、国務省案では存続案と全面的廃止案が対立して統一見解は出なかつたが、直接介入による改革という原則は維持され、何らかの「部分的改革」が望まれた。問題となったのは、「天皇は神聖不可侵であり、すべての権威の源である」と考えられている、日本の天皇の特異な立場であり、このような天皇を軍部がその膨張主義的目的を達成するための道具として利用したことであった。従って、この軍部と天皇との緊密な関係が軍国主義を可能にしたのであるから、軍国主義を一掃するのならば、あらゆる面においてこの両者の緊密な関係を切断しなければならないという政策となる。基本的には、軍国主義者などの侵略的勢力の一掃、それらによる天皇の政治的利用の防止、国家神道の廃止などで、日本の侵略性の温床は根絶できるという、コヴィルやポートンらの知日派の見解が貫かれたと言える。

なお、天皇制の改革に関する論議の中で興味深い点は、占領が開始されて実際に具体化された「戦後の天皇制」に通じる考えが、極めて早い段階で知日派プランナーの主張の中に見られることである。それは上述のように、天皇から政治的軍事的権限を取り去り、二度と天皇が政治的に利用されないようにするという、戦後憲法における「象徴天皇制」に通じる「考え方」が論じられていたばかりではなく、ビショップのメモ(1942.12.14)やコヴィル・メモ(1943.5.25)には、既に国民統合の「象徴」としての天皇という「表現」が使われており、「天皇は日本国民の共同体を統合する精神的媒体」であり、天皇制とは

「民族の象徴であり、善なるものの象徴である」などと定義していた点である。天皇制を長い日本の歴史的伝統に沿って、実権と切り離した「象徴」に回帰させる改革案が、既に模索されていたのである。もちろん、この段階での論議がそのまま占領政策に受け継がれたわけではないが、現実に選択し得る占領政策の可能性の一つとして、何らかの影響をそ

の後も及ぼしたといえまい。

以上、大統領演説から國務省案にいたるまで、独裁的政治形態とそれを鼓舞する哲学、その教育を問題としており、それらの構造的解体と根絶が基本目標として認識されていたことからが明らかとなった。日本の天皇制を軍国主義そのものと、また超国家主義思想そのものと切り離して無害化する政策が、そこに出現し、また神道と国家とを切り離す政策も、その基本方針から必然的に導き出される政策と見なすことは不自然ではない。また、個人としての神道信仰と国家神道との明確な区別、前者の存続を許し、後者のみを問題にする点、公的財源による経費の拠出の停止などについても、國務省案以来の方針といえる。

では、これらの合衆国内での論議と政策が、占領軍による実際の軍事占領施策として結実し、どのような影響を及ぼしたのか、そしてバンスによる「神道指令」との連関性はどの程度であったのかを、次章で検討していく。